兵庫県神戸市兵庫区平野町
字天王谷西服山　三四一番一　一号から六十六号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
表六甲山腹高取南西
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
兵庫県神戸市須磨区妙法寺字アチ口
一番一

○国土交通省告示第三百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
椎原川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線、標柱二十七号と二十八号を平成二十年国土交通省告示第千三百三十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十八号から五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十号を昭和四十四年建設省告示第八百十一号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県八代市泉町椎原字椎原
又二番四　一号、二号、四十九号及び五十号
五番　三号及び四号
四番　五号から十三号まで
三番二　十四号及び三十号
又九番　十五号から十九号まで
一三八番　二十号から二十三号まで、二十八号及び二十九号
二〇番　二十四号及び二十五号
一九番　二十六号及び二十七号
一四四番　三十一号及び三十二号
一四八番一　三十三号
一四九番　三十四号から三十九号まで
又三番一一　四十号から四十四号まで
又二番一一　四十五号から四十七号まで
又三番三　四十八号

○国土交通省告示第三百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鍋嶽沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県最上郡戸沢村
大字角川
字芋畑
一五番一六　一号から四号まで及び百十一号から百十三号まで
一七四八番六　五号から七号まで及び百五号から百八号まで
一五番五一　百九号及び百十号
字中沢
一七四八番一　八号から三十二号まで及び七十八号から百四号まで
字西山国有林
二二一六林班え小班　三十三号から五十号まで及び七十二号から七十七号まで
大字古口
字三ツ沢国有林
二二一五林班ほ小班　五十一号から五十六号まで
字三ツ沢
二七六六番一四　五十七号から七十一号まで

○国土交通省告示第三百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小田ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を平成六年建設省告示第千八百七十五号で指定した第五号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県岩船郡関川村大字安角
七〇四番二　一号から十二号まで
七〇四番　十三号から十五号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
瀬の木沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十六年建設省告示第千四百八十九号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡小国町大字沼沢字山次キ
一二九一番一　一号から五号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を昭和四十六年建設省告示第千四百八十九号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡小国町大字沼沢字山次キ
一四六七番　一号から十一号まで
一四八三番　十二号から十五号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を昭和四十六年建設省告示第千四百八十九号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡小国町大字沼沢字山次キ
一二九一番一　一号から六号まで
一二九一番二七　七号から十五号まで
ニ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和四十六年建設省告示第千四百八十九号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西置賜郡小国町大字沼沢字山次キ
一二九一番二七　一号から七号まで

○国土交通省告示第三百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
栗ノ木沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十八年建設省告示第二千六十三号で指定した第九号に掲げる土地の区域、平成二年建設省告示第千七百四十八号で指定した第九号に掲げる土地の区域及び平成五年建設省告示第二千七十七号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）
静岡県富士宮市
原
字平山　一号
一四〇四番四　二号から四号まで
一四三〇番三
人穴
字柿木平　五号
二番一〇　六号及び七号
二番八　八号及び九号
一番四
上井出
字葡萄藪　十号
三七二六番一地先河川敷　十一号
三七一六番　十二号
三七一四番一
字西之平　十三号
三六八三番一　十四号
三六八一番一　十五号及び十六号
三六八〇番